

## 第1 提言の趣旨

### 1 提言の趣旨

平成16年4月から、福岡市は「自治都市・福岡」の実現に向けた、新たなコミュニティ関連施策（注1）を展開してきました。

その代表とも言えるものが、小学校区を基本的な単位として住民が主体的にコミュニティ（注2）を運営する「自治協議会」の制度であり、開始から3年余を経た現在、約95%の校区で自治協議会が設立されています。

この「コミュニティ関連施策のあり方に関する提言」は、住民自治及び市民と行政との共働によるまちづくりを推進するために、自治協議会制度をはじめとした福岡市のコミュニティ関連施策が今後どのようにあるべきかを検討し、市に提言するものです。

### 2 提言にあたっての考え方

本検討会においては、次のような考え方を前提として検討を行いました。

- 自治協議会制度は、住民自治及び市民と行政との共働によるまちづくりを推進する上で重要な役割を果たすものであり、多くの成果を上げていることから、今後も、引き続き実施していくことが必要です。
- ~~自治協議会が設立されていない校区については、それぞれの事情を考慮しながら、見守っていく必要があります。~~ コミュニティは、歴史、立地、住民構成など、それぞれ異なる背景の上に成り立っており、抱えている課題やこれまでの対応もさまざまであることから、その運営や活動は同じものにはなりません。このような“多様性”を含め、住民の主体性を十分に尊重していくことが重要です。こうしたことから、自治協議会が設立されていない校区についても、それぞれの事情を考慮しながら、見守っていく必要があります。

**注1** 本提言では、コミュニティに関係している市の施策、例えば次のような施策の総称として「コミュニティ関連施策」という言葉を用いています。

- 市がコミュニティに財政的な支援（補助金の交付や報償費の支払いなど）を行っている施策（例：活力あるまちづくり支援事業補助金の交付）
- 市がコミュニティの活動や運営に協力（情報の提供や助言、講師の派遣など）している施策（例：校区担当職員の配置、地域活動アドバイザーの派遣）
- 市がコミュニティに事業への協力を依頼している施策  
(例：催しなどへの参加要請、工事などの情報の周知、表彰候補者や委員などの推薦)

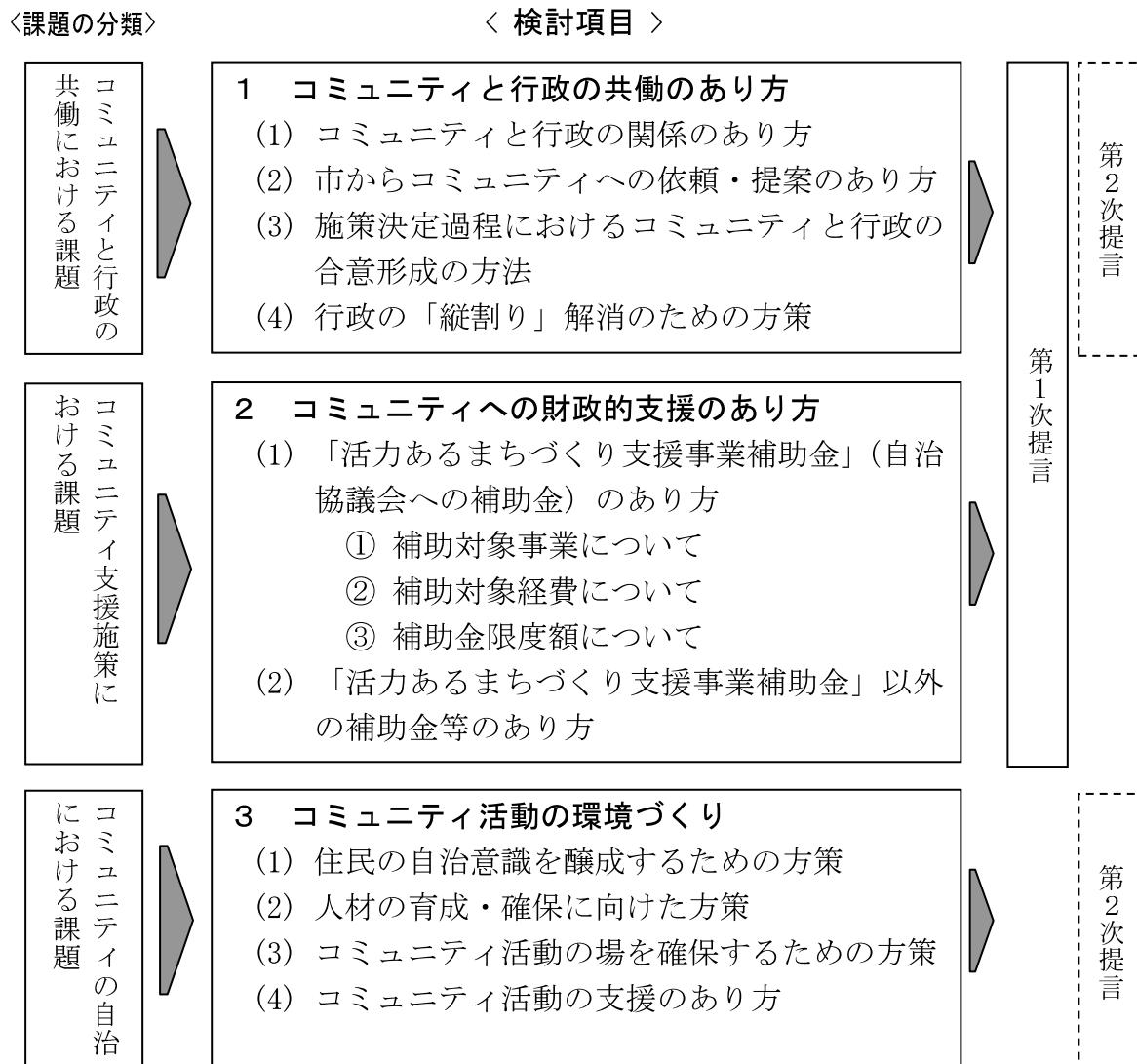
**注2** 本提言では、同じ地域の住民の集まりや、いわゆる「地域社会」を指すものとして「コミュニティ」という言葉を用いています。

### 3 本検討会における検討項目及び第1次提言の内容

本検討会においては「自治協議会・自治会等アンケート」「自治協議会等ヒアリング」(いずれも平成18年7~8月に市が実施)の結果(資料編11~23ページ参照)などをもとに、平成16年度以降のコミュニティ関連施策の成果を確認するとともに、課題の洗い出しと分類を行いました(5~7ページ参照)。その上で、課題の解決に向けてどのような取り組みを進めていかなければよいか、どのように施策の見直しを行えばよいかを、下図の「検討項目」に沿って検討しています。

今回の第1次提言では、検討項目の「**2 コミュニティへの財政的支援のあり方**」を中心に「活力あるまちづくり支援事業補助金」の見直し案などを取りまとめるとともに、「**1 コミュニティと行政の共働のあり方**」について取り組みの方向を示しています。なお「**1 コミュニティと行政の共働のあり方**」に関する具体的な方策及び「**3 コミュニティの自治における課題活動の環境づくり**」については、第2次提言(平成20年度前半を予定)で考え方を示していきます。

**図 本検討会における検討項目等**



## 第2 コミュニティ関連施策における成果と課題

### 1 コミュニティ関連施策の推移

#### (1) 平成15年度までの施策

平成15年度まで、福岡市は、市の非常勤特別職職員である「町世話人」(資料編1ページ参照)を通じて、コミュニティに行政情報を伝達したり、協力を依頼したりしていました(資料編1ページ参照)。また、交通安全や青少年健全育成など、市が施策を進める上でコミュニティの協力が必要な事業については、市が事業毎に校区で組織化を図り、設立された団体（各種団体）に補助金を交付するなどしていました。

#### (2) 平成16年度以降の施策

少子・高齢化が進み、大きく社会が変化する中、防犯・防災、子育てや福祉などの課題を解決するためには、住民が自らコミュニティのことを決定し、コミュニティを運営することがこれまで以上に重要になってきました。また、コミュニティ関連施策の根幹となっていた町世話人制度については、業務の中心だった広報物の配布を業者に委託できる環境が整ってきたという状況もありました。

こうしたことから、市は、平成16年3月末で町世話人制度を廃止するとともに、同年4月に自治協議会制度を創設し、自治協議会をパートナーとして「共働」でまちづくりに取り組むこととしました。これは、それまでの「市の主導で全市一律に施策を推進する」という施策のあり方から、「地域の住民が主体となり、行政と共に協働でコミュニティづくりを進める」というあり方への大きな転換だったと言えます。市が、平成16年度に開始した主な施策は、次のとおりです。

#### ○ 自治協議会制度を創設

コミュニティの自律経営の基本的な範囲を「小学校区」と捉え、各校区に対し、校区を運営する組織である「自治協議会」の設立を提案しました。

#### ○ 校区で自主的に取り組む事業にも活用できる補助金を創設

校区の各種団体のうち7団体に個別に交付されていた9つの補助金を一本にまとめ、新たに、自治協議会が校区で自主的に取り組む事業にも活用できる補助金（活力あるまちづくり支援事業補助金）を創設しました。

#### ○ 区役所に「コミュニティの総合窓口」として地域支援部を創設

区役所のコミュニティ支援体制を強化するため、コミュニティと向き合い、コミュニティを支援する窓口となる部署=地域支援部を設置しました。

#### ○ 区の地域支援部に校区を担当する校区担当職員を配置

自治協議会の設立・運営に関する事柄など、さまざまなコミュニティ活動を支援していくため、区の地域支援部に校区担当職員を配置しました。

#### ○ 公民館を区役所へ移管し、コミュニティ支援の体制を強化

それまで教育委員会が所管していた公民館を区役所の所管にし、区役所と一体となったコミュニティ支援が行われるよう、体制を強化しました。

## 2 ~~自治協議会制度~~ 平成 16 年度以降の施策の概要

~~市が、平成 16 年度から各校区に提案している自治協議会の制度の概要は、次のとおりです。~~

平成 16 年度以降の施策の中心となっているのは、自治協議会制度です。市は、この制度に基づいて設立された自治協議会を中心に、コミュニティに対してさまざまな支援を行っています。

### (1) ~~自治協議会の概要~~

自治協議会は、おおむね小学校区を単位として、校区のさまざまな事柄について話し合い、校区を運営していく組織です。自治会・町内会のほか、各種団体をはじめとした校区で活動するさまざまな団体や住民で構成されています。

自治協議会の設立については、校区で話し合い、名称や組織、活動内容などを決めて、区長に「自治協議会届出書」を提出することとされています。自治協議会として登録されるには、一定の要件を満たしている必要があります（下表参照。要綱は資料編 4 ~ 5 ページ参照）。

表 自治協議会の設立要件

- |   |  |
|---|--|
| (1) 組織及び運営に関し、次の要件を備えた規約を有すること。<br>① 役員の民主的な選出<br>② 協議による意思決定<br>③ 自主財源の確保<br>④ 事業計画・予算作成及び執行の透明性<br>⑤ 会計処理の透明性 | (2) 次に掲げる団体を含む多くの団体により構成されたものであること。<br>① 当該小学校区内のおおむね 8 割以上の自治会・町内会<br>② 次の 8 つの各種団体すべて（校区で設立されている団体のみ）<br>・交通安全推進委員会<br>・青少年育成連合会<br>・献血推進協力会<br>・体育振興会<br>・ごみ減量・リサイクル推進会議<br>・衛生連合会<br>・男女共同参画協議会<br>・自主防災組織 |
|---|--|

### (2) ~~自治協議会の支援施策~~ コミュニティへの支援施策

市は「自治協議会が、主体的に行うまちづくり活動を支援し、住民自治及び市民と行政との共働によるまちづくりを推進する」ことを目的として、自治協議会の申請に応じて、校区の実情に合わせて事業を組み立てができる補助金（活力あるまちづくり支援事業補助金＝資料編 6 ~ 10 ページ参照）を交付しています。

また、自治協議会をはじめとしたコミュニティに対し、「コミュニティの総合窓口」である地域支援部とそこに配置されている校区担当職員を中心に、公民館も一体となって、自治協議会の活動を支援しています。運営や活動の支援を行っています。

### 3 平成 16 年度以降のコミュニティ関連施策の成果

コミュニティにおいては、平成 16 年度に新たに開始された支援施策などを活用して、自治協議会を中心としたコミュニティの運営が進められています。

市が平成 18 年度に実施した「自治協議会・自治会等アンケート」「自治協議会等ヒアリング」の結果（資料編 11～23 ページ参照）などをもとに本検討会において検証した結果、次のような成果が上がっていると考えられます。

#### ① 校区運営の円滑化

校区内の自治会・町内会や、これまで個別に市と協力しながら活動していた各種団体などが、自治協議会に加入し一緒に協議を行うようになったことで、団体別に実施されていた活動が校区全体で共有され、重複する活動の整理や役割分担が進んできました。

また、協議の場ができたことによって、校区の意思決定が円滑に行われるようになってきています。

#### ② 民主的な運営の推進

コミュニティ活動に多くの住民の声が反映できるようになり、民主的な合意形成のもとで、校区の運営や活動が行われるようになってきました。校区によっては、それぞれの状況に応じた独自の運営も行われています。

#### ③ 透明性の高まり

これまで団体別だった会計が自治協議会に一本化されたことによって、校区全体の予算の使途が明確になりました。

また、「自治協議会だより」の発行や会議の情報公開が進むなど、住民に対して、より透明性の確保に努めた運営が図られるようになってきています。

#### ④ コミュニティ活動の活性化

これまで分野別に個々の団体が行っていた事業に、自治協議会として校区全体で取り組むようになったことで、事業内容の充実や参加者の増加が図られています。

#### ⑤ コミュニティ主体の取り組みの開始

これまでの行政主導による取り組み（交通安全、スポーツ・レクリエーションなど）に加えて、新たに、子どもの見守りや防犯活動など、コミュニティの課題解決に向けた校区の主体的な取り組みが行なわれるようになっています。

#### ⑥ 行政との連携強化

区に地域支援部が設置され、校区担当職員が配置されたことにより、顔の見える市役所として、コミュニティと行政との信頼関係が形成されてきています。

## 4 今後のコミュニティづくりに向けた課題

平成 16 年度以降、自治協議会を中心にコミュニティづくりが進み、コミュニティと行政の共働も確実に進展しつつありますが、コミュニティや市の施策の現状を見ると、次のような課題への対応が必要となっているようです。

### ① コミュニティと行政の共働における課題

#### ○ コミュニティと行政双方の認識の不足

各校区で自治協議会が設立され、活動が行われているにもかかわらず、市が、平成 15 年度以前と同様の施策の進め方（上意下達、全市一律、一方的）をしているケースが見受けられます。また、コミュニティの側でも、自治協議会制度の趣旨が十分に理解されていない状況があります。そのため、コミュニティと行政が共働で取り組む事項について、目的や手法に関する共通認識が形成されづらい状況となっています。

#### ○ 町世話人の廃止に伴う依頼事項の整理

市の非常勤特別職職員として、コミュニティにおいて行政の補完的な役割を担っていた町世話人制度が廃止されたにもかかわらず、依然として、考え方や内容の整理がなされないまま、行政からコミュニティへさまざまな事項が依頼されています。そのため、コミュニティの側では、行政からの依頼事項に対する負担感が大きくなっています。

#### ○ 行政本位の施策の立案、実施

コミュニティの現状や意向が十分に反映されないまま、行政の都合で、施策が決定されるケースが見受けられます。さらに、施策の内容が実施の直前に通知されるなどするため、コミュニティづくりの主体である住民の側で十分な協議や検討を行うことができず、実情に合った取り組みができにくいという状況があります。

また、コミュニティによって実情が異なるにもかかわらず、全市一律に施策が推進されるケースも見受けられます。

#### ○ 行政の「縦割り」

少しづつ解消されてきていますが、自治協議会が設立されている校区においても、設立前と同様、市の各部署がバラバラに、校区の各種団体に通知を行ったり、校区で事業を実施したりする状況が見受けられます。そのため、自治協議会としてまとまって活動することができにくい状況となっています。

また、区レベルの各種団体（区単位で個別分野の活動を行う団体=区体育振興会、区男女共同参画協議会、区青少年育成協議会、区交通安全推進協議会、区ごみ減量・リサイクル推進会議、区衛生連合会など）と自治協議会の関係が十分に整理されておらず、区レベルの各種団体とすでに自治協議会の一員になっている校区の各種団体が依然として縦割りの関係にあるという現状があります。

## ② コミュニティ支援施策における課題

### ○ 財政的支援のあり方

自治協議会への補助金（活力あるまちづくり支援事業補助金）について、公金から交付されるものである以上、ある程度の制約を受けることはやむを得ないと考えられますが、必須事業の設定や用途の制限があるなど、自治協議会にとって使いづらい面があります。

また、校区において、別途、自治協議会以外の団体や個人に交付されている補助金等があることから、自治協議会としてまとまって活動することができにくい状況となっています。

## ③ コミュニティの自治における課題

### ○ 住民の自治意識の希薄化

住民の自治意識や、コミュニティへの帰属意識が希薄化しており、「コミュニティ活動に住民の理解が得られない」「活動に参加する人が少ない」「決まった人しか参加しない」などの問題が出てきています。特に、急速に都市化が進展している地域においては、非常に深刻な状況が見られます。

また、マンションなどの集合住宅においては、1世帯も自治会に加入していない場合もあり、コミュニティ活動に支障をきたしています。

### ○ 活動を担う人材の不足

住民の高齢化などに伴って、コミュニティ活動を担う人材の不足が大きな問題となっています。

このことに加えて、少ない人数に負担が集中することから、コミュニティ活動が住民に敬遠されがちになり、さらに人材の不足を招くという悪循環に陥っている現状があります。

### 第3 コミュニティへの財政的支援の望ましいあり方

市がコミュニティに交付している補助金などについては、真にコミュニティ主体のまちづくりに貢献し、かつコミュニティにとって活用しやすいものとなるよう、市において、次のような方向で見直しを行うことが望まれます。

また、補助金は税金から支出されるものであることから、コミュニティにおいては、住民や市に対し、これまで以上に分かりやすく具体的な形で事業の実施状況や補助金の使途を報告し、透明性の確保に努めることが必要です。

#### 1 「活力あるまちづくり支援事業補助金」（自治協議会への補助金）のあり方

平成16年度以降の自治協議会の状況を見ると、コミュニティの課題解決に向けた主体的な取り組みが始まるとともに、独自の活動や組織運営も行われるようになってきています。

このため「活力あるまちづくり支援事業補助金」（資料編6～10ページ参照）については、おおむね現在の制度を継続しながらも、自治協議会が校区の状況に応じて自らの判断で活動できるよう、事業内容や補助金の使途について、自治協議会の裁量の範囲を広げることが必要です。また、そうすることが、自治協議会と市の信頼関係を深め、共働を進める結果につながると考えます。

このような観点から、現在の制度を次のように見直すことを提案します。

なお、各自治協議会においては、その活動を一層効果的なものにするために、自治協議会全体で、事業内容や自治協議会が独自に確保している財源（自主財源）も含めた予算配分を自治協議会全体で協議・決定し、これまで以上に積極的に公開していくことが望ましいと考えます。

##### (1) 補助対象事業について ⇒ 資料編6、7ページ参照

###### ① 必須事業

「補助金の交付を受ける自治協議会は、全て実施しなければならない」と規定されている、いわゆる「必須事業」については、いずれも住みよいまちをつくるために大切な事業であることから、今後も自治協議会が取り組む事業としていく必要があります。

ただし、その位置付けについては、改めて「住みよいまちづくりに欠かせないをつくるために必ず実施しなければならない、まちづくりの基本となる事業」と定義し、名称も義務の色合いが濃い「必須事業」から「まちづくり基本事業」に変更することが望ましいと考えます。

また、現在の9項目を整理・統合するとともに、「防犯」のように、住みよいまちづくりに欠かせない、また、多くの地域において重要課題として取り組んでいる事項「今後、積極的に取り組みたい」と認識されている分野（資料編14ページ参照）を追加することが望ましいと考えます（右ページの図参照）。

## ② その他の事業（必須事業以外の事業）

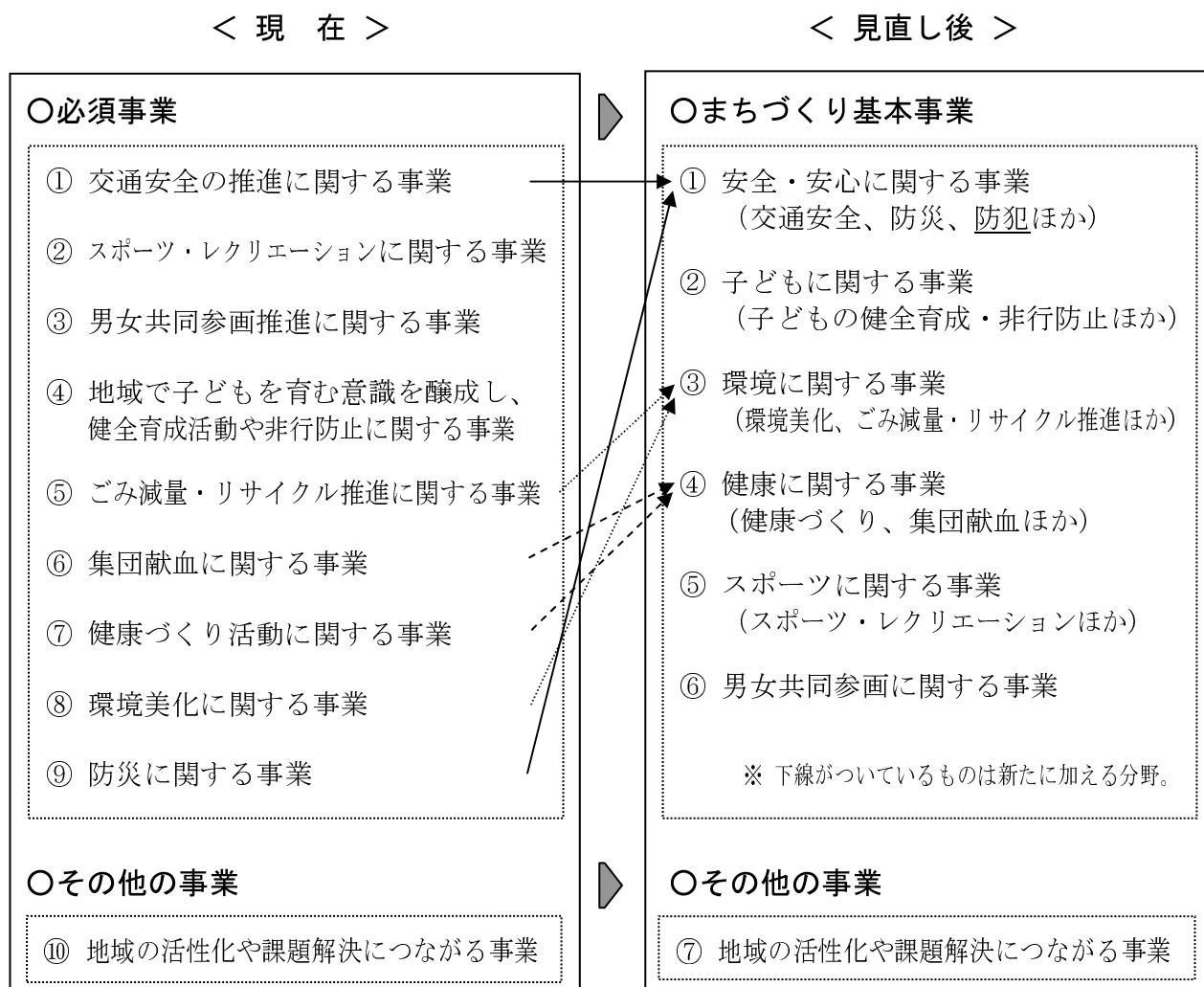
必須事業と並んで補助対象事業とされている「地域の活性化や課題解決につながる事業」については、防犯パトロール、夏祭り、通学路の見守り、敬老会など、さまざまな活動が実施されています（資料編 15 ページ参照）。

このうち、夏祭りや敬老会などは、住民同士の親睦を深め信頼関係を築くとともに、より多くの住民のコミュニティ活動への参加を促す上で大切な役割を担っています。また、そのほかの活動についても、それぞれ、自治協議会が校区独自の課題に対応しながら、あるいは校区の特性を生かしながらまちづくりを進めるために必要な事業が実施されています。

~~こうしたことから~~また、高齢者を対象とした事業や、住民が自治活動に参加するきっかけをつくるための事業など、必須事業以外にも、校区の実情に応じて実施することが望ましい事業があります。

こうしたことから、必須事業以外の「地域の活性化や課題解決につながる事業」についても、引き続き補助対象事業としていくことが必要であると考えます。

### 図 補助対象事業



## (2) 補助対象経費について ⇒ 資料編 6、8、10 ページ参照

補助対象経費に設けられている「事業費」「事務費」の区分や、補助対象外経費についての考え方は、徐々に自治協議会に定着してきており、おおむね現在の枠組みでよいと考えます。

ただし、自治協議会が自らの判断で活動できるよう裁量の範囲を広げ、「自治協議会の事務に要する経費（事務費）」を「自治協議会の運営に要する経費（運営費）」としに変更し、

○事務職員雇用経費人件費について、事務（会計・文書作成等の具体的業務）に従事する人に、役職を問わず支給できるようにする

○活動を行う役員等への一定の経費（交通費・連絡通信費など）について、各自治協議会が校区で協議し月額・年額などを定めて支給できるようにすることが望ましいと考えます（右図参照）。

なお、役員等の手当については、本検討会において「自治協議会は、住民による『自治』を行うものであり、行政の下請けとなってはならない。そのため、役員等の手当は自分たちでまかなうべきであり、行政から受け取るべきではない」との意見が大勢を占めました。こうしたことから、今後も、役員等の手当を補助対象経費とすべきではあります。

しかしながら、役員等は、住民の代表として、住民のために多くの時間と労力を費やして活動しています。役員等の負担が大きく、今後の人材確保が危惧されていることからも、コミュニティにおいて自主財源の中から役員等の手当がきちんと支給される一方、市においては、コミュニティへの依頼事項を整理するなどの対応（13 ページ参照）を行うことが必要であると考えます。

## 図 補助対象経費

< 現 在 >

### ○補助対象事業の実施に要する経費（事業費）

必須事業、その他の事業（地域の活性化や課題解決につながる事業）の実施に要する経費

### ○自治協議会の事務に要する経費（事務費）

#### ① 人件費

※ 事務職員雇用経費。自治協議会役員（会計事務に従事する役員を除く）へは支給することができない。

#### ② 印刷費

#### ③ 消耗品費

#### ④ 通信・運搬費

#### ⑤ 備品購入費

#### ⑥ 借上費

< 見直し後 >

### ○補助対象事業の実施に要する経費（事業費）

まちづくり基本事業、その他の事業（地域の活性化や課題解決につながる事業）の実施に要する経費

### ○自治協議会の運営に要する経費（運営費）

#### ① 人件費

※ 事務職員雇用経費。会計・文書作成等の具体的業務に従事する人に、役職を問わず支給できるようにする。

#### ② 印刷費

#### ③ 消耗品費

#### ④ 通信・運搬費

#### ⑤ 備品購入費

#### ⑥ 借上費

#### ⑦ 活動費

※ 自治協議会で額を定め、役員等の活動に要する経費を支給できるようになります。

### (3) 補助金限度額について ⇒ 資料編 6、8、10 ページ参照

~~自治協議会においては、その校区において実施する必要性や人員体制などを考慮しながら事業の内容や規模が決定されており、自治協議会が実施できる事業の種類や量にも一定の限度があります。~~

~~自治協議会が実施する事業の内容や規模は、その校区における必要性や得られる効果などによって決定されています。事業の実施に際しては人的な負担が生じることなどからも、単純に、多くの事業、大規模な事業を実施することがコミュニティにとって望ましいとは言えないようです。~~

~~また、各自治協議会において事業運営のあり方が定まりつつある中、制度開始から 3 年目を迎えた平成 18 年度に実施された「自治協議会等アンケート」の結果を見ると、自治協議会の年間予算額に占める補助金の割合は「31～50%」が 31.6%、「51～70%」が 29.3%、「71～90%」が 15.8% となっており（資料編 16 ページ参照）、一般の補助金における補助率と比較しても適當なものだと考えます。~~

~~こうしたことから、現状においては、補助金限度額を増やすことは必ずしも必要ではないと考えます。~~

また、現在は、校区の人口に応じて「2,000人以下」「2,001人～5,000人」「5,001人～10,000人」「10,001人以上」の4区分が設けられていますが、15,000人を超えるなど人口が多い校区では「事業費が足りない」との声もあります。地方自治体の財政は厳しい状況にありますが、市として財源の確保が可能であれば、新たに「15,001人以上」の区分を設けることも検討する必要があると考えます。

## 2 「活力あるまちづくり支援事業補助金」以外の補助金等のあり方

自治協議会以外の団体に交付されている補助金等(補助金、報償費など)があり、自治協議会としてはまとまって活動することができにくいという面もあります。

しかしながら、これらの補助金等は、福祉、人権、環境、子どもなど各分野のニーズに応じてにおけるニーズを踏まえ、行政が施策として設けられてきたものであり、それぞれ、経緯や対象とする活動の内容、交付状況などが異なっています。また、交付対象活動を行っている団体も、小学校区単位で活動する団体のものから、より小さな、または大きな単位で活動する団体のものまでさまざまです。また、自治協議会としても、実施できる事業の種類や量には一定の限度があります。

このような状況を考えると、一概に、コミュニティに対する補助金等をすべて自治協議会に交付することが望ましいとは言い難い面があります。

このため、今後、市において、個々の補助金の制度やコミュニティにおける活動の実情などを検証し、自治協議会に交付することが望ましいと考えられるものについては、個別に検討していくべきであると考えます。

---

## 第4 コミュニティと行政の共働に向けた取り組みの方向

---

コミュニティと市が、互いに対等な立場で、共働でまちづくりを進めていくためには、次の方向で、現状の改善に向けて取り組んでいく必要があります。

なお、この第4については、「第3 コミュニティへの財政的支援の望ましいあり方」と密接な関係があるため一定の検討を行いましたが、対応策などの詳細は、第2次提言に向けて引き続き具体的に検討していきます。市においても、ここで示した方向を踏まえながら、市としてどのような姿勢であるべきか全庁で共通認識の形成を図り、取り組みを進めていただきたいと考えます。

### 1 コミュニティと行政の関係

市と自治協議会は対等であり、共働のパートナーであることを、双方が改めて認識する必要があります。

その上で、市においては、町世話人制度の時代と同様（上意下達、全市一律、一方的）のやり方をしていないかどうかを再確認し、必要に応じて、施策の内容や実施方法の見直しを図る必要があります。コミュニティに対して一律に施策を押しつけるのではなく、校区の特性や事情を考えて対応することが重要です。

### 2 市からコミュニティへの提案・依頼のあり方

市において、コミュニティへの依頼事項を整理するとともに、可能な限り類似事業を整理統合し、コミュニティの負担軽減を図ることが重要です。その上で、

- 市が実施すべき業務でありながら、コミュニティに依頼せざるを得ないものについては、個別に予算を措置し、費用弁償を行う
- コミュニティにおいて、業務の依頼と単なる情報提供（案内、通知など）が混同されないよう、方策を講じる

などの取り組みを行う必要があると考えます。

### 3 施策決定過程におけるコミュニティと行政の合意形成の方法

市において、施策を計画する段階から、市とコミュニティが協議できるシステムを検討していく必要があると考えます。また、事業の実施にあたっても、実施方法などについて、積極的に自治協議会の意見を聴取するよう努めることが重要です。

### 4 行政の「縦割り」解消のための方策

自治協議会が総合的に校区のまちづくりを進めていく上で、行政の縦割りが制約となることがないよう、市において、内部の組織間の連携を強めるとともに、地域支援部を中心とした情報共有を進めていくことが必要です。

また、区レベルの各種団体について、自治協議会制度の下でどのような役割を担っていけばよいか改めて考え方を整理し、その上で、組織のあり方や事業内容などを検討していく必要があります。

## 第5 第2次提言に向けて

今回の第1次提言では、「第3 コミュニティへの財政的支援の望ましいあり方」において「活力あるまちづくり支援事業補助金」の見直し案などを提示するとともに、「第4 コミュニティと行政の共働に向けた取り組みの方向」において共働を進めるための取り組みの方向を示しました。

今後、本検討会では、第2次提言に向けて、次の項目に沿って、共働を進めるための具体的な方策を検討するとともに、や「コミュニティ活動の環境づくり」に向けて何を行うべきか、次の項目に沿って検討を行った方策を検討していきます。

<「~~コミュニティ活動の環境づくり~~」に関する第2次提言に向けた検討項目>

### 1 コミュニティと行政の共働

#### (1) コミュニティと行政の関係

市と自治協議会は対等であり、共働のパートナーであることを、双方が改めて認識するための方策や、自治協議会制度の下で、市が各分野で実施している施策がどのようにあるべきかを検討します。

#### (2) 市からコミュニティへの提案・依頼のあり方

現在市がコミュニティに依頼している事項について、今後どのように整理を行っていけばよいかを検討します。

#### (3) 施策決定過程におけるコミュニティと行政の合意形成の方法

市が、コミュニティと合意の上で、施策を計画・実施していくためのシステムを検討します。

#### (4) 行政の「縦割り」解消のための方策

行政の縦割り解消に向けて、どのような方策を講じていく必要があるかを検討します。また、区レベルの各種団体について、今後のあり方を検討します。

### 2 コミュニティ活動の環境づくり

#### (1) 住民の自治意識を醸成するための方策

住民の自治意識やコミュニティへの帰属意識の希薄化、コミュニティ活動の参加者の減少・固定化などに対応するための方策や、集合住宅入居者の自治会・町内会への加入促進に向けた方策などを検討します。

**(2) 人材の育成・確保に向けた方策**

自治協議会、自治会・町内会などの活動を担う人材の不足を解消し、活発な活動を展開していくための方策などを検討します。

**(3) コミュニティ活動の場を確保するための方策**

コミュニティ活動の場としての公民館のあり方を含め、コミュニティ活動の場を確保していくための方策を検討します。

**(4) コミュニティ活動の支援のあり方**

「コミュニティの総合窓口」である地域支援部や、公民館などを中心に、市が、コミュニティに対し、どのような形でどのような支援を行っていけばよいかを検討します。